

江戸川河川敷の不法占用物件を「行政代執行」で撤去

令和7年3月12日(水)、江戸川河川事務所では、江戸川の市川市妙典6丁目地先において、河川区域内の利用の適正化を図るため、コンテナ等の不法占用物件に対し、行政代執行法に基づく代執行を実施しました。

○実施状況(令和7年3月12日)

<実施前>



<撤去作業>



<実施後>

